



資料編

1 安城市障害者福祉計画策定委員会

任期 令和4年10月27日～令和6年3月31日

氏 名	所属及び役職等	選任区分	備考
神谷 明文	安城市社会福祉協議会 会長	社会福祉関係者	委員長
岡本 雅彦	安城市医師会 会長	医療関係者	副委員長
鶴田 稔	安城市町内会長連絡協議会 副会長	地域住民関係者	～R5. 5. 31
石原 隆義	安城市町内会長連絡協議会 会計		R5. 6. 1～
飯島 徳哲	安城市医師会（精神） 医療法人純和会矢作川病院 理事長	医療関係者	
山本 健一	安城市小中学校長会 特別支援教育推進協議会長	教育関係者	
石黒 真理	愛知県立安城特別支援学校 教頭	教育関係者	
志水 みゆき	刈谷公共職業安定所（ハローワーク） 就職促進指導官	雇用関係者	～R5. 5. 31
飯田 真由美	刈谷公共職業安定所（ハローワーク） 所長		R5. 6. 1～
中根 恵美子	衣浦東部保健所 健康支援課課長補佐	保健関係者	～R5. 5. 31
西出 素子	衣浦東部保健所 健康支援課主査 （班長）		R5. 6. 1～
石川 誠	安城商工会議所 雇用労働委員会委員長	企業等関係者	～R5. 2. 28
大見 満宏	安城商工会議所 雇用労働委員会委員長		R5. 3. 1～
小原 治雄	安城市民生委員児童委員協議会 障害福祉部会 副部会長	地域福祉関係者	～R5. 2. 28
柴田 正義	安城市民生委員児童委員協議会 障害福祉部会 副部会長		R5. 3. 1～
三輪 秀昭	安城市ボランティア連絡協議会 会員	地域福祉関係者	
都築 文明	安城市身体障害者福祉協会 会長	当事者団体を 代表する者	
原 恵美子	安城市手をつなぐ親の会 会長	当事者団体を 代表する者	
藪内 敏彦	精神障害者安城地域家族会 「ぶなの木会」会長	当事者団体を 代表する者	
長谷川 朱美	社会福祉法人聖清会 主任	事業所関係者	
小川 正人		当事者 （公募市民）	
藤田 千恵子		当事者 （公募市民）	

※ 敬称略

Ⅱ 2 計画の策定経過

年 月 日	会議名	内容
令和4年10月27日	第1回策定委員会	・計画の策定方針について ・アンケート案について
令和5年3月23日	第2回策定委員会	・アンケートの集計結果について ・令和5年度の開催予定
令和5年6月29日	第3回策定委員会	・計画の骨子について
令和5年10月12日	第4回策定委員会	・計画案について
令和6年1月25日	第5回策定委員会	・パブリックコメントへの回答について ・計画答申案について

|| 3 諮問・答申

4 障福第 6 6 号
令和 4 年 1 0 月 2 7 日

安城市障害者福祉計画
策定委員会委員長 様

安城市長 神 谷 学

第 7 期安城市障害福祉計画及び第 3 期安城市障害児福祉計画
の策定について（諮問）

本市に暮らす誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送り、互いに尊重し合い、共に支え合う地域社会の構築を図るとともに、本市における障害者の状況等を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第 8 8 条第 1 項に規定する市町村障害福祉計画並びに児童福祉法第 3 3 条の 2 0 第 1 項に規定する市町村障害児福祉計画の策定にあたり、障害者総合支援法第 8 8 条第 1 0 項及び児童福祉法第 3 3 条の 2 0 第 1 0 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

令和6年2月20日

安城市長 三星元人様

安城市障害者福祉計画策定委員会
委員長 神谷明文

第7期安城市障害福祉計画及び第3期安城市障害児福祉計画
の策定について（答申）

令和4年10月27日付け4障福第66号で諮問のありました「第7期安城市障害福祉計画及び第3期安城市障害児福祉計画の策定」につきましては、別添のとおり計画（案）を取りまとめましたので答申します。

この計画は、障害のある人の自己決定が尊重され、必要とするサービスを受けながら、その自立と社会参加の実現を図ることを基本理念とし、障害の有無に関係なく、誰もがともに助け合い、支え合う地域共生社会の実現、また、障害児の健やかな育成のため関係機関が連携する、切れ目のない一貫した支援体制の構築を目指し、策定したものです。

このため、計画の実現に向けて、地域、行政、事業所、関係団体や関係機関等が一丸となり、安城市の現状に即した施策が、着実に推進されることを要望します。

4 用語一覧

【あ行】

アウトリーチ

本来は、手を伸ばす、手を差し伸べるといった意味で、医療・福祉関係者が直接的に出向いて心理的なケアと共に必要とされる支援に取り組むことをいう。精神障害者の支援においては、治療中断者や引きこもり状態にある者等に対し、医療や福祉サービスにつながっていない（中断している）段階からの支援を行う手法である。

医療的ケア

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養などの医療的介助行為のことをいう。

医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担う。

インクルーシブ教育

障害のある児童と障害のない児童とが共に学ぶ仕組み。

インクルージョン

「社会的に弱い立場にある人々を社会の一員として包み支え合う」という考え方であり、平成12年（2000年）に厚生省（当時）がまとめた「社会的な援護を要する人々に対する社会福祉のあり方に関する検討会報告書」にその推進を提言している。また、平成26（2014年）1月に日本が批准した「障害者の権利に関する条約」の原則の一つとしてあげられている。

【か行】

介護保険制度

平成12年（2000年）度に、高齢者介護を社会全体で支える仕組みとして創設された社会保険制度。

介護保険サービスを受けるためには、市町村（または特別区）に申請し、介護を要する状態であることの認定（要介護認定）を受ける必要がある。介護を必要とする度合いを示す要介護度は、最も軽い要支援1、2から最も重い要介護5までの7段階に分けられます。要介護度によって介護サービス費の利用限度額が異なり、自己負担は利用料の1割である。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害の種別や各種ニーズに対応する専門的知識を有する職員を設置し、障害のある人や関係機関からの相談に対応することを目的とした施設である。基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて最も効果的な方法により設置することができるとされており、「市町村」や「市町村から委託を受けた事業所」が設置主体となる。基幹相談支援センターに特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言等を行うことにより、相談支援機能の強化を図るのが基幹相談支援センター等強化事業である。

共生型サービス

同一の事業所で、介護保険と障害福祉のサービスが一体的に提供できるサービス、仕組みであり、障害のある人・子どもが介護保険事業所を、また、高齢者が障害福祉事業所を利用しても、給付対象となる。

強度行動障害

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など本人や周囲の人のくらしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態を意味する。

グレーゾーン

発達障害の「グレーゾーン」とは、特性や傾向はあるものの、発達障害と診断されるには至らない状態を指す言葉である。

【さ行】

指定特定相談支援

障害のある人（子ども）の自立した生活を支えるために、障害福祉サービス等の利用に関する相談や計画作成、見直し等を行うこと。

児童発達支援センター

児童福祉法で児童福祉施設に定義され、地域における児童発達支援の中核的な役割を担う機関をいう。施設に通う子どもの通所支援の他、地域で暮らす障害のある子どもや家族への支援、障害のある子どもを預かる機関との連携・相談・支援も行う。

重層的支援体制整備事業

市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施すること。

重度障害者

疾病または不慮の事故によって、労働者災害補償保険法施行規則（昭和30年9月1日労働省令第22号）別表第1（第14条、第15条、第18条の8関係）「障害等級表」に基づき第1級、第2級及び第3級のいずれかの身体障害の状態であると医師が診断したものをいう。

障害児通所支援

児童福祉法に基づき、年齢18歳未満の人を対象として給付されるサービス。

障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、年齢18歳以上の人を対象として給付されるサービス。

障害福祉DB

障害に応じた支援の必要度を6段階で示す「障害支援区分」と、その人が利用した居宅介護などのサービスの種類や費用といった情報を、個人の特定ができないように匿名化して収集するデータベース。

職親

知的障害のある人を対象として、一定期間事業者等に通り生活指導及び技能訓練等を行う制度。

ジョブコーチ

障害のある人が職場で能力を発揮できるよう、また、障害のある人を雇用している（しようとしている）事業者には障害の特性や支援方法等を理解してもらうため、職場で雇用管理の知識を伝えるなどの個別支援を行う。地域の障害者職業センターに配置される配置型、障害のある人の就労支援を行う社会福祉法人等に雇用される訪問型、障害のある人を雇用する企業に雇用される企業在籍型の種類がある。

自立支援協議会（障害者総合支援法に基づく協議会）

福祉、医療、教育及び雇用の関係者並びに障害当事者及びその家族により構成される組織で、市町村が設置する地域自立支援協議会と都道府県が設置する都道府県自立支援協議会がある。地域自立支援協議会は、相談支援事業の中立・公平性確保及び相談支援事業をはじめとするシステムづくりに関する協議の場として設置されるもので、具体的には困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議等を行う。都道府県自立支援協議会は、地域自立支援協議会との連携のもと、地域における相談支援体制の支援や全県的な相談支援体制づくりのための協議等を行う。

成年後見制度

知的障害や精神障害等により、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度のことをいう。本人の利益を考えながら、本人を代理して契約等の法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援する制度。

相談支援事業所

障害のある人の心身の状態や本人の置かれている環境、サービスの利用意向を勘案し、障害福祉サービスや障害児通所支援を利用するための計画を作成する事業所である。

相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスや障害児通所支援の利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。

【た行】

地域生活支援拠点等

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のことである。主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。厚生労働省では、障害福祉計画の基本指針に位置づけて整備を進める方針を示しており、各市町村や圏域では、地域の実情に応じた創意工夫のもと、地域生活支援拠点等を整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指している。

地域生活支援拠点等コーディネーター

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う。

地域生活支援事業

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じて市町村が提供するサービス。

地域包括ケアシステム

高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしができるよう、地域の自主性や特性に基づき、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム。

【は行】

8050問題（はちまる・ごーまる問題）

80代の親と自立できない事情を抱える50代の子を指し、こうした親子が社会的に孤立してしまう問題。

【や行】

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子ども。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず様々な人が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

要約筆記者

聴覚障害のある人等のためのコミュニケーション手段の一つであって、話の内容を要約し、それを筆記して聴覚障害のある人等に伝達するもののことをいう。OHP（オーバー・ヘッド・プロジェクター）を使用し、話の内容を書きスクリーンに投影する方法、パソコンで入力した画面をビデオプロジェクターで投影する方法、対象者が少ない場合は、隣で紙に書いていく方法等がある。障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業では、要約筆記者を都道府県等が実施する要約筆記者養成研修事業において要約筆記者として登録された者、要約筆記奉仕員を要約筆記者と同等と認められる人（市町村等で実施する奉仕員養成研修事業において要約筆記奉仕員として登録された人）をいう。

【ら行】

リカレント教育

義務教育を終えたあとに、就労と教育を交互に繰り返す学習制度。

療育

障害のある子どもが、社会的に自立できるように取り組む治療、教育及び保育のこと。

第7期安城市障害福祉計画・第3期安城市障害児福祉計画

発 行：安城市

編 集：福祉部障害福祉課

住所：〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

TEL：0566-71-2259 FAX：0566-74-6789